

島原税務署からのお知らせ  
令和5年分確定申告について

【確定申告会場】  
申告会場が変わります。

**会場** 島原税務署(昨年と会場が異なります)  
島原市弁天町1丁目7403

**期間** 令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで  
※土曜日、日曜日および祝日は休みとなります。  
※雲仙砂防管理センターでは申告相談は行っておりません。  
※駐車場に限りがありますので、公共の交通機関でご来署ください。

**受付** 午前9時から午後4時まで

● 3月18日(月)以降について

- ・事前予約により島原税務署で申告相談を行います。
- ・申告相談を希望する人は、島原税務署個人課税第一部門(☎0957-62-3282)にご連絡ください。

確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの人は原則として、ご自身のスマートフォンにより、申告書の作成を行っていただきます。

- マイナンバーカード方式によりスマホ申告を行いますので、マイナンバーカードおよびマイナンバーカードの暗証番号(署名用:英数字6~16桁、利用者証明用:数字4桁)が必要です。
- 事前にマイナポータルアプリをインストールしていただく必要があります。
- マイナンバーカードをお持ちでない人は、ID・パスワード方式でスマホ申告を行います。



確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- 入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加することで、LINEを通じたオンライン事前発行が可能です。



国税庁  
LINE公式アカウント  
アカウント名: 国税庁  
ID: @kokuzei  
LINEアプリの「友達追加」またはQRコードで簡単登録



LINE QRコード



申告会場における感染症対策と時間短縮協力をお願い



●感染症対策として、手指消毒と筆記用具の持参にご協力ください。また、来場者が混み合う場合は、受付の調整を行うことがあります。



- 収支内訳などをあらかじめ集計してご来場ください。
- e-Taxを利用すると、パソコンやスマートフォンで確定申告書の作成や提出ができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

●税務署職員による出張相談(5日間)を行います。 問 税務課(西有家庁舎) ☎73-6642  
9ページをご覧ください。

# 確定申告

所得税・市県民税の申告

2月16日(金)~3月15日(金)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。  
8・9ページの日程で、申告・相談の受付を行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

## 市県民税の申告が必要な人

原則として、令和6年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の①~③に該当する人を除き申告が必要です。

国民健康保険加入世帯においては保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がない場合も必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得(個人年金など)が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

- ①税務署へ確定申告をした人
- ②前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人
- ③前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。



## 所得税の確定申告が必要な人

- ①農業や事業を営んでいる人
- ②給与の年収が2,000万円を超える人
- ③土地や建物などを売った人
- ④1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- ⑤2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える人
- ⑥公的年金収入がある人で、次のいずれかに該当する人  
・公的年金などの収入が400万円を超える人  
・公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円を超える人

### ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告を行ったり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、特例の適用はなくなります。確定申告をする場合は、ふるさと納税に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

## 申告に必要なもの

- ①税務署より送付された「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」(通知が届いた人のみ)
- ②源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- ③収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類
- ④生命保険の満期返戻金や個人年金、配当などがある人は、支払調書など
- ⑤控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の控除証明書
- ⑥寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類
- ⑦金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)
- ⑧申告者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと本人確認書類
- ⑨医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書はご自宅などで保管してください。